

「伊賀市太陽光発電施設と地域社会との合意形成の促進に関する条例（案）」概要

近年、環境にやさしい再生可能エネルギーへの関心が高まり、市内でも太陽光発電施設の設置が増えています。これは地球温暖化対策として重要な取り組みです。

一方で、施設の設置に伴う景観や防災、生活環境への影響について、事業者と地域住民の皆様との間で、さまざまな課題が生じるケースも全国的に見られます。

そこで伊賀市では、太陽光発電事業が地域と調和し、市民の皆様が安心して暮らせる環境を守るため、新たなルールとして「伊賀市太陽光発電施設と地域社会との合意形成の促進に関する条例」の制定を進めています。

この条例（案）について、市民の皆様からのご意見を広くお聴きするため、パブリックコメント（市民意見募集）を実施します。皆様の暮らしに関わる大切なルールです。ぜひご意見をお寄せください。

1. 条例（案）の目的

この条例は、太陽光発電事業を行う際に、**事業者が事前に地域住民の皆様へ丁寧な説明を行い、対話を通じてお互いの理解を深めること**で、地域との良好な関係を築くことを目的とします。これにより、豊かな自然や良好な生活環境を守りながら、太陽光発電事業との共生を図ります。

2. 条例（案）の主なポイント

(1) 対象となる太陽光発電事業

この条例の対象となるのは、原則として出力 10kW 以上の事業用の太陽光発電施設です。

【対象外となるもの】

以下の施設は対象外となります。

- ご家庭や事業所の**建物の屋根や壁**に設置するもの
- 国や市などが設置・管理するもの

(2) 事業者に求められること（責務）

事業を計画する事業者には、以下のことを義務付けます。

- **地域住民への誠実な説明**：事業計画の内容や、環境への影響、安全対策などについて、誠実かつ丁寧に説明すること。
- **長期的な責任**：事業の計画段階から、将来の施設の撤去や廃棄に至るまで、長期的な視点で責任を持って計画し、環境に悪影響を及ぼさないようにすること。
- **安全管理と迅速な対応**：施設の運用開始後も、適切な管理を行い、万一の事故や災害時には、迅速に対応し、地域住民へ情報提供を行うこと。

(3) 事業を進めるための手続きの流れ

事業者は、事業を開始する前に、三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインの手続きに加え、次の手続きを踏む必要があります。これにより、事業の透明性を高め、地域住民の皆様が早い段階で計画を把握し、意見を伝える機会を確保します。

【ステップ1】市との事前協議

事業者は、住民説明会を開催する 60 日前までに、事業計画書を市に提出し、協議を行います。

【ステップ2】地域住民への説明会の開催

事業者は、事業計画について地域住民の皆様直接向説明する「住民説明会」を開催しなければなりません。説明会では、皆様からの質問や意見を述べる時間を確保し、誠実に回答することが求められます。

【ステップ3】市への結果報告

事業者は、説明会で出された意見や質問、それに対する回答をまとめ、市に報告します。

【ステップ4】市による結果の公表

市は、事業者から提出された報告書の内容を、市のホームページなどで公表します。市民の皆様は、どのような話し合いが行われたかを確認することができます。

(公表内容に事実と異なる点があれば、住民は市や事業者に申し出ることができます。)

(4) 市の役割

市は、事業者と地域の皆様との架け橋となり、円滑な合意形成をサポートします。

- ・ **情報提供・助言**： 地域住民の皆様に対し、必要な情報提供や助言を行います。
- ・ **指導・勧告**： 事業者がこの条例に定められた手続きを適切に行わない場合、市は必要な指導や助言、さらには**勧告**を行います。
- ・ **事業者名の公表**： 勧告に従わない悪質な事業者については、意見を徴取した上で改善されない場合、その**事業者名や勧告内容を公表**することができます。

3. 条例施行規則で定める詳細事項

○事前協議（説明会開催の60日前）

- ・ 事前協議届出書、添付書類： 位置図、事業計画図、公図（写）、太陽光発電施設設置計画図、現況写真、維持管理計画書、撤去及び廃棄に関する計画書など

○説明会の開催

(1) 自治会などへの説明会開催範囲（事業地境界線からの水平距離）

- ①太陽光発電施設の合計出力が50kw未満 **100m以内**
- ②太陽光発電施設の出力合計が50kw以上 **300m以内**
- ③太陽光発電施設設置事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号）
第2条第2項に規定する第1種事業に該当する場合 **1km以内**
※土地、建物の所有者及び利用者は事業地に隣接している者が対象

(2) 説明会で説明しなければならない事項

- ①事業の目的、規模、位置、工程
- ②土地造成、排水及び法面等の防災対策、工事車両の動線及び安全対策
- ③反射光、騒音、景観、自然環境（森林、水系、生態系等）への配慮
- ④維持管理計画（点検頻度、除草作業等、廃棄物及び太陽光パネル交換時の対応を含む。）
- ⑤事故及び災害時の連絡体制、停止措置、復旧方針

⑥苦情及び相談窓口（責任者名、連絡先、対応時間等）

⑦廃止、撤去及び原状回復の方針（概算費用、資金計画、方法、時期の考え方等）

(3) 結果報告

説明会結果報告書（様式）及び添付書類の指定（説明書類など）